

# 入札説明書

入札については、入札公告によるほか、この入札説明書により取り扱うものとする。

この公告の業務は、入札を、愛媛県電子入札運用基準（製造の請負等編）（平成17年9月12日制定。以下「運用基準」という。）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）で行う業務である。なお、電子入札システムにより難しい場合は、契約担当者（知事又は知事の委任を受けて契約を締結する権限を有する者）の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。

## 1 競争入札に付する事項

別添入札公告の一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の表中「入札に付する事項」に掲げるとおり。

## 2 入札保証金に関する事項

別添入札公告の一般競争入札公告共通事項（以下「共通事項」という。）の8(1)アに掲げるとおり、共通事項の3に掲げる事前確認を行い、入札参加資格があると認められた者については入札保証金の納付を免除する。なお、入札参加資格がないと認められた者については、7(10)イに掲げるとおり入札できないこととする。

## 3 落札者の決定の方法

共通事項の6に掲げるとおり。

なお、落札者が決定した場合は、原則として全ての入札参加者に対して電子入札システムにより落札者決定の通知を行うものとし、契約締結後、入札情報公開システムにおいて入札結果を公表する。ただし、紙入札方式による入札参加者に対しては次に掲げるところによるものとする。

### (1) 紙入札方式による入札参加者が落札者であるとき

当該落札者に対して書面により落札者決定の通知を行う。

### (2) 紙入札方式による入札参加者が落札者以外であるとき

入札情報公開システムに入札結果を公表することをもって落札者決定の通知に代える。

## 4 調達をする委託業務の仕様その他の明細

別途貸与又は閲覧に供する設計書、図面及び仕様書(以下「設計書等」という。)のとおり。

## 5 開札に立ち会う者に関する事項

電子入札システムによる入札参加者で立会いを希望する者は、開札に立ち会うことができるものとする。また、やむを得ず紙入札方式による参加者は、開札に立ち会うものとする。ただし、当該紙入札方式による参加者が開札に立ち会わない場合においても開札するものとする。

## 6 電子入札等に関する事項

### (1) この公告の業務は、原則として、入札参加資格確認申請、入札書の提出、開札等の行為を電子入札システムにより行う業務である。

### (2) 紙入札方式による場合

入札参加者にやむを得ない事由（運用基準7(1)、7(2)に定めるものに限る。）があると認められる場合に限り、紙入札方式によることができる。当初から紙入札方式を希望する者は、個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間内の受付時間中（休日（愛

媛県の休日を定める条例（平成元年愛媛県条例第3号）第1条に規定する県の休日をいう。以下同じ。）を除く日の午前8時30分から午後5時までをいう。以下同じ。）に、運用基準7(1)に定める紙入札方式参加承認申請書を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ持参又は郵送等（書留又は簡易書留又は信書便でこれらに準ずるもののうち配達記録が残るもので期限の最終日の午後5時までに到着したものに限り。以下同じ。）により提出すること。

(3) (2)により紙入札方式での入札参加を認めた者については、当該入札に限り、紙入札方式から電子入札への再度の移行は認めない。

(4) 7(1)に掲げる書類（以下「添付書類」という。）は、個別事項の表中「申請書類の提出期間」に掲げる期間内に提出すること。

ただし、当該添付書類の容量が合計で3メガバイトを超える場合は、添付書類に係る紙媒体又は電子媒体（書き換えのできないものに限る。）を、「申請書類の提出期間」に、持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出するとともに、運用基準4(3)に定める提出書類通知書（様式5）を添付して提出すること。

また、やむを得ず紙入札方式による者にあつては、当該添付書類を「申請書類の提出期間」に、入札書を「入札期間」に持参又は郵送等により個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。この場合、入札書は封筒に入れ、封筒の表に入札件名及び入札書在中の旨を表示し、密封したものを提出すること。なお、持参により提出する場合に限り、工事並びに工事に関する調査、測量及び設計の業務に係る請求書等への押印省略に伴う代替手段の取扱い（令和3年4月1日制定）に準じることができるものとし、同取扱いに定める代替手段を講じるときは、入札書への押印を省略することができる。

## 7 その他必要な事項

### (1) 事前確認資料の提出

事前確認には以下の書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（別紙1）

イ 入札参加資格確認資料（別紙2）

### (2) 入札に参加しようとする者の間の資本関係又は人的関係に係る入札参加制限

共通事項の2(5)に掲げる入札参加資格により、入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がある場合、当該関係がある者が行った入札は無効とする。

#### ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）である場合は除く。

① 親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

#### イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社の一方が再生手続が存続中の会社又は更生会社である場合は除く。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(3) 設計書等の貸与及び閲覧

ア 設計書等は、個別事項の表中「設計書等の貸与期間」に掲げる期間に、様式1「設計書等貸与申請書」を個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所に提出した者に対して、上記の期間内において、原則として、3日間に限り貸与する。なお、閲覧についても上記の場所を実施する。

イ 上記アの3日間は、貸与した日を初日として計算し、休日を含まない。

ウ 入札情報公開システムにより閲覧に供する設計書等を閲覧する場合には、様式1「設計書等貸与申請書」の提出は不要である。

(4) 入札説明書についての質問

ア 入札説明書についての質問は、質問事項を記載した書面を、電子メール、持参又は郵送等により提出することができる。なお、質問事項には入札参加者名が特定できる内容を記載しないこと。

イ 入札説明書についての質問を提出する場合は、個別事項の表中「入札説明書についての質問提出期間」に掲げる期間内の受付時間中に、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所へ提出すること。

ウ 入札説明書についての質問に対する回答は、入札情報公開システムに掲載することにより行う。

(5) 入札方法

ア やむを得ず紙入札方式による場合、入札書の様式は様式2のとおりとする。この場合、必ず電子くじ入力番号（任意の3桁の数字）を記載すること。

イ やむを得ず紙入札方式による場合、委任状については、代表者からの委任とし、入札書と併せて提出すること。委任状の様式は、様式3の内容を具備した自社様式でも可とする。

(6) 開札後の追加資料の提出

ア 最低価格入札者（愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号。以下「規則」という。）第133条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって入札を行った者をいう。）は、以下の追加資料をFAX、電子メール又は持参により、原則として開札執行の当日に速やかに提出すること。

なお、追加資料の提出がなかった場合は、規則第139条に基づき当該入札を無効とするので、当該追加資料について準備を行った上で入札に参加すること。

① 工事又は業務実績（分担施工である乙型共同企業体として受注した場合は、出資比率に関わらず、構成員として施工を行った分担工事に係る施工実績に限る。以下同じ。）を証する書類については、次に掲げるものであって、イの内容を確認できるものとする。

・ 請負代金額が2,500万円以上の公共工事については、（一財）日本建設情報総

合センターの工事实績情報システム（以下「コリンズ」という。）の登録内容確認書（竣工登録されたものに限る。）又は竣工時工事カルテの写し（工事の一部が完成して引渡し完了している場合は、当該工事の発注者が発行する証明書によることができる。）

- ・ 請負代金額が2,500万円未満の公共工事（請負代金額が500万円以上のものに限る。）については、コリンズの登録内容確認書（受注登録のみされたものも認める。）又は受注登録の工事カルテの写し
- ・ 業務等の契約書等

② 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写し

イ ア①の業務等実績を証する書類は、工事（業務）名、発注者名、工事（業務）場所、契約金額、工期（履行期間）、受注形態（共同企業体受注の場合は出資比率を含む。）、工事（業務）概要等を証明できるものであること。なお、当該公告において求める業務等実績を上記の登録内容確認書又は工事カルテ等により十分に確認できない場合は、設計書、図面等の工事（業務）内容を確認できる資料を併せて提出すること。

(7) 契約保証金

共通事項の8(1)イに掲げるとおり。

(8) 契約書

この業務の委託契約に使用する契約書は、個別事項の表中「契約条項を示す場所及び問い合わせ先」に掲げる場所で閲覧に供する。

(9) 支払条件

個別事項の表中「支払条件」に掲げるとおり。

(10) その他

ア 落札決定後、委託契約の締結までの間に、当該業者が共通事項の2に掲げる要件のいずれかを満たさなくなった場合又は談合等不正行為の事実が発覚した場合若しくは受注者の役員等が贈賄等で逮捕され、社会的影響が大きいと判断される場合には、契約を締結しないことがある。

イ 本入札は別添入札公告に掲げるとおり一般競争入札方式により実施するので、共通事項の3に掲げる事前確認の結果、入札参加資格がないと認められた者については、入札できない。

ウ 落札決定時において、契約日までの間、引き続き有効な入札参加資格がない落札候補者については、当該落札候補者が提出した入札書を無効とする。

エ 本説明書の様式については、愛媛県の河川堤防除草に関するホームページに掲載する。

《ホームページアドレス》 <https://www.pref.ehime.jp/page/5038.html>